

<対策のポイント>

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、**価格低落時における生産者補給金等の交付等**により、**野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施**します。

<政策目標>

生産及び出荷の安定を図ることによる市場入荷量の変動の抑制（変動係数 1.8% [平成17年度] → 1.4% [平成37年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 指定野菜価格安定対策事業

- 指定野菜の価格が著しく低下した場合に、生産者補給金を交付します。

2. 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

- 特定野菜の価格が著しく低下した場合に、価格差補給金を交付します。

3. 契約指定野菜価格安定対策事業

- 契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、生産者補給金等を交付します。

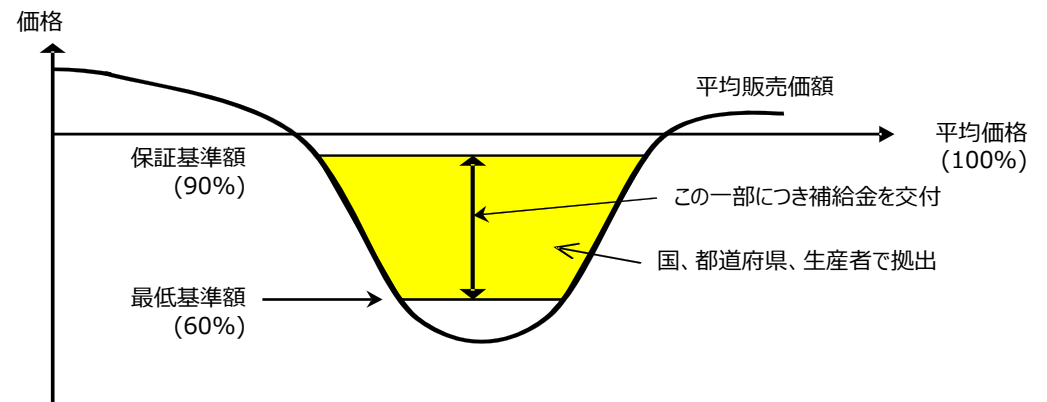
4. 契約特定野菜等安定供給事業

- 契約取引される特定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

- 産地要件によらず契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、交付金を交付します。

[基本の仕組み]



【指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜】

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

【特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜】

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

<事業の流れ>

